

業務委託仕様書

1 件 名

単独調理場 13 校調理雑排水汚泥処理業務委託

2 委託場所

- (1) 磐田北小学校（見付 2 3 5 2 番地）
- (2) 磐田中部小学校（中泉 1 2 0 3 番地 2）
- (3) 磐田西小学校（中泉 2 5 2 2 番地 2）
- (4) 磐田南小学校（千手堂 1 3 5 6 番地 1）
- (5) 東部小学校（東貝塚 2 0 6 番地）
- (6) 長野小学校（小島 7 3 6 番地）
- (7) 田原小学校（三ヶ野 1 0 3 0 番地 1）
- (8) 富士見小学校（富士見町四丁目 9 番 5 号）
- (9) 竜洋東小学校（中平松 2 3 番地）
- (10) 竜洋西小学校（川袋 1 9 0 0 番地）
- (11) 竜洋北小学校（堀之内 3 5 6 番地）
- (12) 竜洋中学校（豊岡 4 4 7 3 番地 8）
- (13) 向陽学府小中一体校（向笠竹之内 1 1 6 2 番地 2）

3 委託期間

契約締結日翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※令和 9 年 3 月 31 日までに、収集運搬及び処分を完了すること。

4 業務内容及び作業回数

- (1) グリストラップ汚泥（産業廃棄物）の収集運搬
期間内 2 回見込（7～8 月・2～3 月予定）
- (2) グリストラップ汚泥（産業廃棄物）の処分
期間内 2 回見込（7～8 月・2～3 月予定）

※年間の処理見込み数量：約 34 t

5 費用負担

この業務委託において、作業に必要な機械器具等は、受託者が負担する。

6 報告の義務及び対処

- (1) 業務が完了したときは、その都度、収集運搬受託者が一括して、マニフェスト及び請求書を磐田市教育委員会（以下、磐田市）に提出するものとする。磐田市はその請求書を受領後 30 日以内に、収集運搬業者の指定口座へ支払うものとする。また、必要に応じて、作業写真等を添付する。
- (2) 作業現場で危険箇所や不具合等を発見したときは、直ちに小中学校及び磐田市へ、その報告をしなければならない。

7 その他

- (1) 作業の日程については、事前に磐田市と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (2) 向陽学府小中一体校については、作業実施前に現地にて打ち合わせをすること。
- (3) 安全対策を十分に施して作業を行うこと。
- (4) 学校の運営等に支障が生じないよう、留意し業務を行うこと。
- (5) 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者の建造物、器物等を滅失もしくは毀損したとき、または委託者に損害を与えたときは、受託者の負担において、委託者の指定する期限までに現状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (6) この仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。